

中期目標の期間の終了時の検討について

1 概要

- 令和5年度末をもって、第三期中期目標期間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）が終了
- 地方独立行政法人法において、設立団体の長（札幌市長）は、法第78条の2第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下、「中間評価」という。）を行ったときは、中期目標期間終了時まで、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。
- また、検討に当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないものとされている。

2 中間評価結果

- 総評
 - ・中間評価としては、教育、研究、地域貢献、大学運営の4項目すべてがA評価であり、中期目標の達成に向けた進捗状況は良好と評価されたところ。
- 今後の課題
 - ・学生が学びの機会を失うことのないよう、経済的困窮等のやむを得ない事情のある学生への相談体制の構築など、適切かつきめ細かな対応の継続
 - ・A I Tセンターについては、社会課題解決に向けた「DNA」連携の研究及び地域貢献を基軸として、学生の教育・研究面へも積極的に関わり、その取組や成果を発信することで、大学のプレゼンス向上への貢献に期待
 - ・社会情勢に、柔軟かつ機動的に対応するよう、教育及び研究、地域貢献、大学運営それぞれの分野について、自律的な組織として、継続的に自己点検し、検証及び評価しながら、絶えずその改善及び向上に向け積極的に取り組むことを期待

3 検討状況

- 第四期中期目標の策定過程において、第三期中期目標期間中の業績や中間評価の結果等を踏まえ、評価委員会の意見を聴きながら、十分な検討を実施

4 検討結果

- 第三期中期目標期間における取組の評価は良好であり、今後も大学の設立目的である人材育成や地域社会に対する積極的な貢献が果たされることが見込まれることから、業務継続は妥当と判断する。
- 第三期中期目標期間において課題とされた事項への取り組みを第四期中期目標に反映させることをもって、法第79条の2に基づく所要の措置を講ずることとする。